

平成29年第3回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成29年 9月15日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江	寿	7番	池田	賢治	13番	米澤	壽重
2番	村上	謙武	8番	安部	大助	14番	遠藤	義光
3番	菊地	政文	9番	前田	芳樹	15番	池田	信博
4番	石橋	雄一	10番	平田	文夫	16番	福田	晃
5番	村上	三三郎	11番	石田	茂春			
6番	西尾	幸太郎	12番	高宮	陽一			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	農林水産課長	佐々木	千明
副 町 長	大庭	孝久	上下水道課長	田中	秀喜
教 育 長	村尾	秀信	建設課長	山崎	龍一
総務課長	八幡	哲	大規模事業課長	河北	尚夫
会計管理者	池田	賢一	危機管理室長	吉田	篤夫
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	池田	茂良
税務課長	藤木	正英	生涯学習課長	中林	眞
町民課長	名越	玲子	布施支所長	竹本	久
福祉課長	長田	栄	五箇支所長	金坂	賢一
保健課長	平田	芳春	都万支所長	佐々木	義直
環境課長	藤川	芳人	中出張所長	大西	裕
観光課長	吉田	隆	企画財政課長補佐	石田	寛弥
定住対策課長	鳥井	登	総務課長補佐	野津	千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津 浩一 事務局長補佐 中村 恵美子

## 1. 町長追加提出議案の題目

議 第 91号 工事請負契約の締結について〔防災行政無線デジタル化整備工事〕

議事の経過

### ○議長（石田茂春）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9時30分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は会期初日に提出された、議第81号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」から議第90号「物品購入契約の締結について〔地上散布機スパウタースプレーヤー購入〕」までの10議案について「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。

通告した質疑の範囲を超えないようよろしくお願いします。

それでは、通告順に質疑を行います。質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、順次発言を許します。

始めに、10番：平田 文夫 議員

### ○10番（平田文夫）

おはようございます。昨日は一日黙っておりましたので、今日はしっかりとやりたいと思っておりますので、よろしく。

まず、通告しておりましたページの12ページ観光総務事業、第三セクターの整理事業に対しての運営支援補助金、これは総務省が発表してる第三セクターの経営健全化の指針と大いに違いが出てきてるけど、そこら辺のことは、どういう考え方を持っているかお聞きしたい。

### ○番外（観光課長 吉田 隆）

おはようございます。

それでは、ご質問にお答えします。

平田議員がおっしゃった、指針につきまして、我々も確認しております。平成26年8月5日

に出された総務大臣の文章でございますが、このことにつきましてはいろいろな捉え方がありますが、我々は今まで方針の中でも説明したように、この我々が抱える第三セクターは、極めて公共性が高いということから、ここへ対する支援を行うということで決定しております。

#### ○10番（平田文夫）

いや、ここにね、公的支援のあり方、単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきでない、はっきり謳ってあるわけでしょう。そこら辺のことを、要するに議会に対してもそうですけど、町民に対しても説明ができませんじゃないですか。

そこら辺の、考え方はどうですか。

#### ○番外（観光課長吉田隆）

はい、確かにですね、第三セクター等を解散する場合は、好ましくないというように指摘もありますが、我々、この第三セクターをですね、何とか一年間維持しないといけないということも発表した通りでございますが、それに対する運営費補助金は、必要だと、これは極めて公益性が高いという判断から、この指針の第4項の中にありますので、その基本的な考え方を基に、考え方を作りました。その時には地方公共団体は、公的資金を行うこともやむを得ない場合があるというように示しています。それを基に弁護士にも相談し、決定したところでございます。

#### ○10番（平田文夫）

いやこれは、第三セクターであろうとも株式会社なんですよ。そのことをあなた方は、しっかり認識して、要するに、あなたも株主なんです。それで、役員を決めたわけでしょう。じゃあ、その役員が、あなた方の思いをしっかりと受け取られて、ちゃんと運営してきたかというチェックはどうなっているんですか。そうでしょう。

だから、そういうようなことをしっかりとやっていることによって、もう何年か前に株主の株を減資した。5万円の株を90パーセント減資して5,000円にした。それをあなた方は、当初の予算でまた株主に対して、返そうと1株5,000円の試算をしたわけでしょう。だからそういうことが、株式会社法というものに対して、全部逸脱しているわけでしょう。そこら辺のことをどう考えているかお聞きしたい。

#### ○番外（観光課長吉田隆）

確かに議員おっしゃる通り、株主というのは株を買う場合、当然リスクを負いながら買っておられます。ただし、今回のこの第三セクターの場合は、町が、その当時、村ですが、何

とか地域振興、または、雇用対策のために第三セクターが必要だということから、是非、株を買って協力してくださいということで、お願いした経緯があります。そこで当初我々は、隠岐の島町として、株主に対する道義的責任があるのではないかとということで、株の一株5,000円という買取りを方針として持ちました。しかし、おっしゃる通りいろいろ検討した結果、法にも触れるということもありまして、今回、これを断念するものです。当然、経営責任というものはありますし、その部分については、我々も最大限チェックをしたつもりです。

### ○10番（平田文夫）

いやいや、チェックをしたんじゃないでなくて、経営者というのは最終的に自分に責任があるわけ。結果責任と、それを言うわけでしょう。だから、そういうことを私は絶えず言ってきた。人を選ぶのにも、ちゃんと指針に謳われているじゃないですか。しっかりした人を選んで、配置しなさいと。退職して、そこへ勤めるにしても、しっかりと選びなさいということになっているんじゃないですか。

だから、そういうことを踏まえて、今の「あいらんど」というのは慢心的な経営をしてきたじゃないですか。誘客も、全然変わってきてないわけでしょう。自分らが汗をかいて、家族とか、そういうような客を誘客していくということを全然やっていない。そういう姿が、全然見えないじゃないですか。そうでしょう。全部、エージェント頼りにやってきた。そういうことが、今の観光行政から離れてきているわけだから。リピーターを多くするためには、家族とか、高齢者とか、そういうものを各地区へ行って、自治会とか団体をお願いして訪れてもらおうと。昨日も、皆さんが、質問していたけど、そして食をしっかり提供して、満足して帰っていただくということが、求められている。

その中で、あなた方が今回も支援している。そういうことは、あつてはならないわけですよ。いろんな逃げ道を探っても、1丁目1番地は絶対支援してはいけないということになってるわけですから。表紙をはぐったらすぐそこに書いてあるわけでしょう。だから、弁護士とか云々じゃない。あなた方の、第三セクター、特に、株式会社というものは、株主は利益を追求する。そうでしょう。自分の買った株が、上がれば配当がいただけたり、また、それを売ってあれだけでも、今回の場合は株主と言っても、寄付行為をやったようなものなわけですよ。何もものが言えない。そういうようなことが今まで続いてきた。それに対して経営者は、謝罪するという行為をして、初めて株主は納得するわけでしょう。そういうことをやってきたかどうなのか聞きたい。

## ○番外（ 観光課長 吉 田 隆 ）

はい、経営に対する努力不足というのは、確かにあったと思います。そこは、十分に反省するべきだと思っております。経営者としての責任、確かにあります。それと、筆頭株主である隠岐の島町としても、それをうまく導けなかったという責任もあると思います。そのことについては、十分反省をしておりますし、そのことは議会でも説明させていただいておりますし、株主総会でも、経営者からはそのことの経緯、または、反省を述べております。

また、町民の皆さんにもこのことについては、十分に説明責任がありますので、していきたいと考えております。

## ○10番（ 平 田 文 夫 ）

「あいらんど」は、閉鎖に向かうということだけでも、そこに働いてる従業員がおるんじゃないですか。そういう人たちを、路頭に迷わしたらいけないということが経営者の執るべき道なんですよ。

だから、その経営者が自らがそういうことをやっているのか。全部あなた方がやっているのじゃないですか。そうでしょう。そういうようなことでは、企業というものは成り立たないわけでしょう。今、「あいらんど」の正社員というのは2名、契約社員15名、パート25名、合計46名の就業というものをどのように考えてるのかお聞きしたい。

## ○番外（ 観光課長 吉 田 隆 ）

現在、皆さんご承知のように、隠岐の島町が所有する観光施設につきましては、指定管理者を新たに定めようということで準備をしております。予定では11月に臨時議会を開いていただいて、決定に結び付けたいと思っておりますが、決定次第、その新しい職場で、働いていただけるように我々は努力したいということで、方針でも説明しておりますので、そういうように向かって行きたいと思っております。

## ○10番（ 平 田 文 夫 ）

いや、指定管理者、指定管理者、言うけどね、あなた方は「共立」が「MIYABI」をやった。要するに指定管理者いうものは利益を追求していきたいわけでしょう。だからそこで、サービスを怠ったり、そういうようなことが出てきている。そういうことじゃないじゃないですか。

施設いうのは、都万なら都万、その人たちが団結して運営できるような仕組みを、何で作らないんですか。まあ、五箇は私の聞いたところでは、五箇の人が運営するようなことを聞いておりますけども、それをすることによって食材が提供出来たり、そうでしょう。みんな

が、これがうまくいったら、またそこに喜びができるし、金も落ちる。

何でそういうことを考えないんですか。そこら辺のことは、どうですか。

### ○番外（副町長 大庭 孝久）

平田議員が、おっしゃることはもっともだと思いますが、第三セクターを、まず、何で作ったかというのですね、これもまた、何度もお話しさせていただいたんですが、当時の五箇村、都万村が地域振興のために、お金を投じてでも、その経済効果とか、雇用の場であるとかですね、そういったものを創出するためにやっとなら、で、その時代は赤字が出れば赤字の部分は負担するよと、それで村の経済が回るならそれでいいよという形で設立したものです。

ところがですね、合併して隠岐の島町になった段階で、西郷にはそういった第三セクターはございませんでした。その段階で、本当に公金を湯水のように投資してもいいものかということが出てました。隠岐の島町の議会でもそのことがたくさん議論されてですね、それはおかしいんじゃないかという意見が多かったように考えてます。

で、その段階で第三セクターでやっていくのはちょっと無理じゃないかということで、この度、「あいらんど」は閉めさせていただくという方針を決定したわけで、当然、地元の方が、やっていただければそれがいいわけですが、そこで経営がうまくいくかと言いますと、なかなか難しいんじゃないかなと。

で、何とかキャパは確保しなければならないと、キャパを確保するには、やっぱり民間の力をお借りしなければならないということで、今回の経緯に至ったところでございますので、その辺のところを十分にご理解いただきたいと思います。

### ○10番（平田 文夫）

副町長が言わんでも、私は十分に理解してるわけです。その上に立って、その思いというものを生かしていくということが、私は必要ではないかと思っているわけです。

だから、そういうような法人ができて、自らがやって行きたいという人たちを探すという、汗を何でかかないんですか。そうでしょう。

公募した、応募した人の中から選定じゃないわけですよ。地域が作った思いというものが、あるわけですから。やっぱりそういうことを、引き継いでいきたいという人材を育成することもあなた方の仕事じゃないですか。

だから、そこら辺のことを再度やっぱり議論して。都万の女性がパートで西郷で働いている人いるんですよ。そういう人たちがおる中で、やっぱり都万は都万でやっていただくと。「うみさち」と宿泊施設「羽衣荘」ですか。まあ、これは、都万の人は利用するのは「羽衣

荘」で法事したりするわけでしょう。

そこら辺のことを考えて、やっぱり協議を一回投げかけてみなさいよ。都万に。そうでしょう。

投げて、やれなかったと言うなら、それは別けども、やっぱりそういうことを考えるべきだと思いますよ。そこら辺は、町長、どうですか。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

はい、おっしゃる通り、熱い地区の思いが一番だと思ってます。今回、都万地区の施設におきましては、都万地区内で、いろいろ検討いただきました。その上で、人材と言いますか、がない中で断念したというお話で、私の方に来られたグループもございます。私も情報公開という面でもおかしいんですが、五箇地区の部分、議員がおっしゃった通り、地区の方々が手を挙げるということ、本来はそういった方々の熱い思いで運営していただきたいというのは、同じ思いだと思っております。

まずは、今回の公募について、真摯に審査を行い、次の段階での話は、また、後日ということにしたいと思っています。

#### ○10番（平田 文夫）

まあ、そのことは、ここで終わりますけど、このことだけはしっかりと住民への説明責任を果たしてくださいよ。閉じるわけですから、しっかりと経緯を説明する、それは約束してくださいよ。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

説明責任について、課長が責任はあると言った通り、平田議員の今の言葉については、約束をさせていただきます。何らかの形で、必ず説明を果たしますので、ご理解をお願いします。

#### ○10番（平田 文夫）

では、次に観光振興事業、特定有人国境地域、雇用機会拡充事業補助金、観光業経営拡大、これの今回の施設はどこなんですか。本来、こういうものを挙げるなら名前を挙げなさいよ。法人でしょう。個人じゃないんでしょう。これどこですか、所管は。

#### ○番外（観光課長 吉田 隆）

失礼しました。資料の方にはD社というように書いてますが、この会社は、株式会社隠岐プラザホテルでございます。

#### ○10番（平田 文夫）

これはじゃあ公募は、5月と8月にあったわけですよ。8月はこの間公募して結果はまだ出てないと思いますけど、8月の公募なんですか。

**○番外（企画財政課長 渡部 誠）**

総合窓口の方で企画財政課が所管しておりますので、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

議員仰せの通り、公募2回ありましたが、5月は既に終わっておりまして、既に内示も来ているところがございます。今回の補正の部分につきましては、7月に審査して、現在、申請中のものがございます。内示につきましては、10月中もしくは、それより遅れるかもしれないということで聞いているところがございます。

**○10番（平田 文夫）**

この事業は、雇用拡大を求めるんだという事業であるけど、この事業所は通年営業してないわけでしょう。そのことをちゃんと議論したんですか。雇用というものは、通年雇用で初めて雇用というんですけど、この事業所は、1月、2月は従業員に対して、失業保険をもらう様な手続きしてるわけでしょう。

だから、そういうような議論をして、こういう経緯に至ったのか、そこら辺をお聞きしたい。

**○番外（観光課長 吉田 隆）**

おっしゃるように、隠岐プラザホテルは、通常12月から2月まで冬期の間は宴会等の予約は受けませんが、宿泊については営業していないというのが実情です。

今回の事業、1名拡大するということで計画をいただいております、その時のヒアリングの中で確認をしております。そこで、宿泊業としては行わないかもしれませんが、来期の営業活動とか、その他研修等で必ずその方を雇って、動かすという予定をされてるということを確認しております。

**○10番（平田 文夫）**

いやいや、通年通して営業してない、それ、雇用と言えないんじゃないですか。それでこれ資料には1名となっておるけど、これ中身は最低3名でしょう。そうでしょう。

何で、こういうことになってるんですか。

**○番外（企画財政課長 渡部 誠）**

要綱のところでは、3名という原則的なものがございますが、今後、3年間継続していく中で、そういった部分に向けて努力していただきたいということで、1名でも対応していただ

れば対象とする場合がございます。そういった部分で申請をさせていただいているところでございます。

また、雇用の機会につきましては、週20時間以上という部分がありまして、また、その中で、季節的な部分、閉鎖する部分、そういったものも見込んで全体で判断をしているところでございます。これは、要綱の方にもそういった部分で記載されているところでございますので、よろしくお願いいたします。

**○10番（平田文夫）**

あなた方は、そういうようなことを言うけどね、要するに閑散期にああいうようなホテルが休んでもらったら影響は大きいわけでしょう。そのことを何で、しっかり確約を取らないんですか。そうでしょう。

そういう公的資金が入る以上は、ちゃんと、あなた方は、その目的をしっかりと伝えるべきじゃないんですか。そこら辺は、どうですか。

**○番外（企画財政課長 渡部 誠）**

はい、議員仰せの通り、そういった部分も確認をしながら、今回のこのホテルの部分につきましては、今後、シングルルームの増築等々、考えている様でございます。そういった部分の記載もございまして、今後、年間の部分が考えられるかという質問もさせていただいておりますし、その中で、考えて行くという返答になっております。継続して、雇用をするという見込みも踏まえての決定をさせていただいているところでございます。

**○10番（平田文夫）**

それが、どの部分に書いてあるんですか。そうでしょう。

観光経営拡大ということは、どの部分でそれが書いてあるか、私が全部調べたら、全然書いてないよ。

**○番外（企画財政課長 渡部 誠）**

交付要綱、また、交付実施要領等に観光施設の部分でも事業拡大ということで、大きく捉えているところでございます。

交付金の実施要項の方に、先ほど私が説明させていただきました雇用の期間の部分についても記載されているところでございます。あくまでも、基本の部分は、雇用増加が見込める事業というようなところから、出発をしているところでございます。

**○10番（平田文夫）**

それは、あなた方の拡大解釈でしょう。

ただ、これが履行されて、雇用が生まれるということになれば、私は喜ぶことだと思うけれども、今までに、西郷町から皆さんがお願いしたわけじゃないですか。閑散期も営業してくださいと。

と言うことは、あそこに宿泊するファンもいるわけですからね。そういう方々が、閑散期に来た時に、泊まりたいと思っても泊まらなかったという経緯もあったわけでしょう。

だから、この町の事業所が通年通して営業できる様な、そういうような町にすべきじゃないんですか。そこら辺は、どうですか。

#### ○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

我々も、通年開いていればベストだと思っておりますが、会社の事情も当然あります。冬期間、メンテナンスにも入る、そのメンテナンスの時間も経営上、大変必要な時間だと思っています。それもありますが、我々は、冬期間も通年観光を目指す以上は、何とか努力してくださいということは協議をして行きたいと思っております。

#### ○10番（ 平田 文夫 ）

公の金が入る以上はね、やっぱりそれだけの努力をするということ求めて行くのが、あなた方の職務でしょう。相手方じゃないわけでしょう。要するに資金を使って、改修して、お客を誘客するためにやるんだということが目的じゃないんですか。

そうしたら、通年通して、そういうものを利用していただいて、協力願うというのが、あなた方の仕事じゃないですか。

だから、そこら辺のことをもうちょっと、いや、自費でやるならいいわけですよ。何ら問題はない。けども、例え、1,200万円でも、公的資金が入る以上は、そのことをしっかりと相手方に伝えるのが、あなた方の職務だと思うけど、そこら辺どうですか。

#### ○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

はい、おっしゃる通りだと思います。努力はします。

先ほど、企画財政課長が説明した通り、シングルルームも増設するという事なので、比較的運営し易いというように考えていますので、そこは、しっかりと協議をしたいと思えます。

#### ○10番（ 平田 文夫 ）

要するに、民間企業が投資をするためには、しっかりした目的があるわけですよ。それを如何にして、利用して、お客に来ていただいて、喜んでいただくというのが、ホテルの投資につながるわけです。

そこら辺のことをしっかりとあなた方が、そういうような努力をしながら、町に貢献するという企業の使命感を養っていくような。今まで見てみなさいよ、駐車場を貸さないとか、わがままなことばかりやられてきたじゃないですか。

そういうようなことを踏まえて、しっかり企業というものを考えながら、公的資金と自前で投資していくのと、全然違うわけですから。

そこら辺のことを、今後、努力して、対等にやっぱり議論すべきですよ。怖い顔をしていても負けちゃならんよ。

そのことをしっかり申し添えて、質問を終わります。

### ○議長（石田茂春）

次に、16番：福田 晃 議員

### ○16番（福田 晃）

それでは、私は通告しておりました小学校施設維持管理費について、質問したいと思えます。

まず、施設整備費に西郷小学校エアコン設置、磯小学校エアコン修繕費が計上されているが、今頃に何故ですか。もしかしたら、暖房用のエアコンの設置であれば、今は丁度いい時期かもしれませんが、そののところをお尋ねします。

二点目としては、個別の整備費、西郷小学校、磯小、都万小とありますが、資料として出すときには金額も入れていただきたいと思えます。

### ○番外（総務学校教育課長 池田茂良）

それでは、福田議員の質問に対してお答えいたします。

西郷小学校エアコンにつきましては、これは特別支援学級のエアコンでございます。金額が、118万8,000円です。これにつきましては、6月26日、設置が済んでおります。エアコンと言いましても冷房で設置が必要だということで、既存予算の中で対応させていただいて、今回補正計上するものでございます。

磯小学校職員室エアコンにつきましては、36万2,000円です。これにつきましては、8月10日修理が終っております。これにつきましても、既存予算の中で対応させていただいているというところです。

都万小学校フェンスにつきましては、204万3,000円です。これにつきましては、6月の常任委員会でお断りしたところでございますので、理由につきましては、ご理解をお願いしたいと思っております。以上です。

**○16番（ 福 田 晃 ）**

金額、冷房のエアコンの設置と修繕ということが分かりました。

都万小のフェンスです。200万円ちょっとの予算でございますが、西郷小、磯小が今回補正で承認を求めるように、都万小も教委の課長、教育長から説明は受けて、納得はしておりますが、こういうように冷房の方が、こういう格好で設備ができるなら、昨年28年度に都万の小学校の方から、生徒の安全のために平素どうでもやってくれというので、予算化しておりました。まあ、いろいろな事情があつて、出来なかったことは委員会でも説明があり、納得していますが、今回そういう方法論で、フェンスができなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

**○番外（ 総務学校教育課長 池 田 茂 良 ）**

フェンスについても学校とは協議しておりますが、エアコンにつきましては、緊急を要するというところでさせていただいたところです。議員ご指摘の通り、フェンスについても安全上必要であるということで、急がないといけないと思っておりますが、これにつきましても一度確認をして、早急に対応したいと思っております。

**○16番（ 福 田 晃 ）**

はい、分かりました、納得しましたとはなかなかありませんが、これ以上言いますと一般質問になりますので、またの機会に討論したいと思います。終わります。

**○議長（ 石 田 茂 春 ）**

次に、8番：安部 大助 議員

**○8番（ 安 部 大 助 ）**

それでは、質疑をいたします。

今回、この事業に関しては、要綱で見る限り補助対象となる事業者は多岐にわたると思います。その多岐にわたる事業者に対して、どういった周知をしたのかというのをお聞きしたいと思いますが、教民の所管である企画財政課の周知方法等は私自身で確認いたしました。今回のこの事業に挙がっている水産或いは、観光そして、通告書に書いていないんですけども、前は商工関係が3事業所出ておりました。そういったことを踏まえて、3課としての周知はどういうようにやられてきたのか、そこを教えてください。

**○番外（ 企画財政課長 渡 部 誠 ）**

先ほども述べさせていただきましたが、総括的な部分というのは総合窓口として企画財政課が所管しているところでございます。その部分で、ホームページ、また町内の放送という

ところで、全体の周知をさせていただいているところでございます。

また、それらを踏まえて各事業所が農林水産課であったり、観光課であったり、定住対策課であったり、詳細な部分を各事業所から問い合わせがあった場合は、各所管課で対応しながら挙げてもらっているところでございます。ですので、個別の課が募集するようなやり方はしておりませんので、ご了承をお願いします。

#### ○8番（安部大助）

企画財政課が、この事業をまとめてホームページ等、放送等で周知をしたということは、確認はしております。で、やはり今回の事業は、末端というか、昨日も一般質問もありました末端まで事業者が知るべき情報であって、本当にそれで、周知しましたでいいのか、その辺のことをどう思っているのか、実際に町中で調査するとそんなこと知らない、まあ、放送されているので聞かなかったとかありますけれども、知らない人と知っている人がいて、何で知らなかったのかと私自身思って、その辺の質疑というか疑問に思ったので、聞いているんですけども、それは例えば外郭団体とかもありますけれども、そういったところに周知すべきではないのでしょうか。ちょっと教えてください。

#### ○番外（企画財政課長 渡部 誠）

個別にということですが、先ほども言いましたように全体での周知、それで十分かと言え、十分ではないかもしれませんが、またこの審査会等に入っている商工会の方には、既にこういった情報は流れておりますので、そちらの方で事業者とのやり取りもあろうかと思っております。個別でいろんな相談業務をされているわけでございますので、そういった部分での対応は可能であったかと思いますが、先ほども言いましたように個別の部分では対応してないところでございます。

#### ○8番（安部大助）

先ほど、同僚議員の質問にもありましたように、これ一応税金が使われてるんですよ。それを使って事業を拡大する、或いは創業していくという人のための助成であって、周知が課題があるというのは、本当おかしなことだと思うんですよ。

やはり、公平性を保つためには対象となる事業者が知るべき情報であって、先ほど、商工会等々の話もありましたけれども、審査会に入っているからと言って、商工会の方が事業者に対して会員に対して、こういった要綱がありますよということを私が知る限りではしていない。その辺はこういった補助金を先頭に立ってやっている行政としての周知方法に僕的には問題があると思いますし、今回この事業を計上するにあたってその辺の課題が残っている

のに本当にいいのかどうかというのは、質疑ですので、疑問と言えば疑問です。

で、質疑なので疑問を質すということですので、自分の見解は言えないんですけど、そういったところが、昨日の起業支援の一般質問じゃないですけどもどれだけ職員が出ているのか、町長の答弁にもあったように信憑性が本当に疑われる部分であるかなと思います。

その辺のことに對して、庁内でしっかり議論がされてきて今回この予算が計上されたのかちょっと教えてください。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

周知の方法です。毎回、不足をしていると言いながら、周知をすべきものは周知しております。ただ私は、今回の質疑に対しては、本当に企業として事業に向かうのであれば、私どもが喉元まで手を持っていかなくても知るべきことを知る、そういった努力も必要であると思っていますし、我々は我々なりの今回の事業の責任をもってやってきたつもりでございます。

#### ○8番（安部 大助）

周知に関してはあると思いますけれども、周知すべきところは周知してるとは思いますし、それは全てがしていないということではなくて、例えば今回の場合は、多額の公金が使われている、そこはしっかりと周知すべき部分ではないのでしょうか。となると、放送、或いはホームページに載せました、周知しましたで、じゃあその対象となる事業者たちが、本当に公平だと思えるのか、私は今回はそれは欠けているのではないかなあと、まあこれは見解になります。で、それをしないためにいろんな周知方法を考えて行く、例えば先ほど言った商工会なり、観光協会なりそういった対象となる事業者を会員として持っている団体に対しても周知を徹底させる、周知をしてもらう、そういった声掛けも本来すべきであって、それをせずに周知しましたとなると難しいんじゃないかなと思います。

まあこれは予算が上がってますので、今からじゃあ、それをつてなるとあれなので、しっかりとその辺は周知の方法を考えていくべきだと思いますので、その辺をまた今後検討をしていただきたいと思っておりますけど如何でしょうか。

#### ○議長（石田 茂春）

渡部課長、外郭団体には説明してあるでしょうが、その辺をしっかりと説明してください。

#### ○番外（企画財政課長 渡部 誠）

今回のこの有人国境離島法に関する部分につきましては、隠岐支庁の方からも各事業者向けの説明会ということで2回に渡って説明をさせていただいております。

それで十分じゃないという捉え方されますと致し方ないんですが、かなりそういった部分で情報提供しながら、お願いしているところがございます。

また先ほど町長も言いましたように、やる気のある方々につきましては金融機関に相談もされていたり、商工会に当然相談に行ったり、いろんな形で対応してます。その中で金融機関の方からこういった制度がありますよということで改めて知った方もおられるようでございます。そういった部分ではやっぱりもっと全体的なところで当然ホームページはそうですが、放送なり、また隠岐支庁、県の関係もございますので、一緒になってこういった説明会、今後どういった形かはわかりませんが、まず現在のやり方を踏まえて今後検討するべきと思っております。

### ○8番（安部大助）

説明会等の話も聞いております。で、周知がそういうこともしていると聞いております。しかし、そこから対象となる事業者へ話がいったいない部分がある。これも事実なので、その辺は先ほど課長が言われた様に、まあ所管になりますので、企画財政課のことになりますので、また委員会の方で言うべきなのかなと思いますけれども、せめてそういった対象者に対して知らせるような情報を考えていくべきなのかと、また先ほど言ったやる気のある、やる気のないで、やる気のあるところは情報を掴んで参加しているっていうのと、まあその辺は私の見解ですけども、やる気があっても情報が持てない人っていうのがやっぱりいると思うんですよね。その辺も考えながら、今後検討していただきたいと思っております。

次に応募件数なんですけれども、これは企画財政課が担当ですので、私の方で確認いたしました。

で、最後の情報公開はやはり公金が使われている以上、どこの事業者に今回こういった支援をして頑張ってもらってますよということは、ホームページなりで公開はしないんでしょうか。

### ○番外（企画財政課長 渡部 誠）

この制度も始まったばかりで、まだ内示段階でございます。最終的に決定でゴーサインが出ればですね、こういった事業に適用されましたということで公開は可能かと思えます。この辺につきましても、県及び国に確認をしながら対応させていただきたいと思えます。

### ○8番（安部大助）

分かりました。企画財政課長に全部答えてもらっているんですけれども、ちなみにこの同じような補助金要綱で出している壱岐市とかそういったところは、国の方から内示が出たと

きには、公表は会社名を出して公表しております。その辺のところも是非調べていただいて今後活かして公表に関して考えていただきたいと思います。

以上で、質疑を終わります。

**○議長（石田茂春）**

次に、4番：石橋 雄一 議員

**○4番（石橋雄一）**

質問させていただきます。

観光総務事務の第三セクターの整理事業費の中の新運営支援補助金について、この中身をちょっと質問したいと思うんですが、資料4の4ページに一番下、平成29年度末の未収金1,500万円が書かれていますけれども、この1,500万円がちょっと分からないんですけれども、後に付いている決算書を見ても金額と合わなかったりするんですけど、28年度の赤字が1,500万円ということで、その内の1,500万円未収金があるという大変な数字かなと思うんですけれども、この未収金というのはいったい何なのかということと、回収の見込みはあるのかないのか、あるとすればいつ回収されるのか、これについてちょっと伺いたいと思います。

**○番外（観光課長 吉田 隆）**

それでは、お答えいたします。

先ほど、議員がおっしゃられた資料4の4ページをご覧くださいと思いますが、下段の1,500万円という数字です。その平成29年度末の未収金の見込みということで挙げました。この数字は、平成28年度末の未収金1,575万9,000円を参考に挙げたものですが、これが何かということなんですが、議員の方には事前にお配りしておりますが、「株式会社あいらんど」の総会の資料及び決算報告書にも載っていますので、また参考に見ていただきたいと思います。ちなみに決算報告書の中の1ページに貸借対照表がありますので、後ほど見ていただきたいと思いますが、この1,575万9,000円の内訳でございますが、資産の部というところに売掛金848万6,000円、それともう一つちょっと下がったところに未収入金727万3,000円これを足すとですね、1,575万9,000円となります。まずこの売掛金848万6,000円の内容ですが、これは大手旅行代理店から入る売掛金です。例えばJTBとかクラブツーリズムとか、そういう旅行代理店からのお客様をいただくとお金が後ほど入ってくるという形になります。そのお金とあとクレジット決済ができるようになってますので、そのクレジット決済というのは、お客様が決済をした後、遅れて入金されますので、そういうお金を合計したのが848万6,000円売掛金として上がっております。

それと未収入金727万3,000円というのは、これは隠岐油槽所の寄託料ということで、隠岐油槽所が保管料として後ほど入ってくるお金でございます。

この二つのお金につきましては、いずれも後ほど遅れて入ってきますので、全て収入をずる見込みとなっております。

我々今回予算を組みましたのは、この施設を動かすために資金ショートが考えられる見込みがありますので、それを計算上算入させていただきましたので、ご理解いただきたいと思っております。

**○4番（石橋雄一）**

ということは、後から帰ってくるお金ですので、事実上1,500万円の補助と最終的にはなるんですね。はい、分かりました。

通告してない質問ですが、まだ疑問点があるんですが、後日にします。終わります。

**○議長（石田茂春）**

最後に、1番：大江 寿 議員

**○1番（大江 寿）**

はい、最後に西郷共同牛舎建設の資料4で、ハエ対策ということで網戸対策とあるんですが、ダニの対策っていうのはしておりますか。

**○番外（観光課長 吉田 隆）**

はい、お答えいたします。

ダニの対策でございますが、現在、マダニっていうのが大変被害が話題になっております。そこでこの牛についても、家畜についても同様のことが騒がれております。ただし、放牧している牛については、危険性が高いということが言われてますが、今回我々が考えている牛舎で飼っている突き牛につきましては、飼い主が日頃愛情込めてブラッシングをやります。

そういうことで、常に牛の健康状態を観察をしておりますし、衛生面にも大変気を使っておりますので、この場合心配ないというように判断しております。

**○1番（大江 寿）**

はい、終わります。

**○議長（石田茂春）**

以上で、「総括質疑」を終わります。

次に、諮問第1号から諮問第3号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の質疑を行います。議案書23ページから25ページ、そして、資料4の22ページをお開

き願います。

質疑はありますか。

( 「なし」 の声を確認 )

以上で、諮問第1号から諮問第3号の質疑を終ります。

以上で、「質疑」を終ります。

ここで、10時35分まで休憩といたします。

( 本会議休憩宣告 10時22分 )

### ○議長 ( 石田茂春 )

休憩を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 10時35分 )

### 日 程 第 2. 町長追加提出議案の上程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の議第91号「工事請負契約の締結について〔防災行政無線デジタル化整備工事〕」の1件を議題とします。

### 日 程 第 3. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました議案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

### ○番外 ( 町長 池田高世偉 )

本日、追加提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議第91号の「工事請負契約の締結について〔防災行政無線デジタル化整備工事〕」についてでございますが、去る8月31日に18者による指名競争入札を執行いたしましたところ、扶桑電通株式会社中国支店が落札いたしましたので、同社と契約金額16億812万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

### ○議長 ( 石田茂春 )

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

( 本会議休憩宣告 10時36分 )

( 全員協議会開会宣告 10時36分 )

**○議長（石田茂春）**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時37分）

**日 程 第 4. 質 疑**

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました議案について質疑を行います。

何かございますか。

6番：西尾 幸太郎 議員

**○6番（西尾 幸太郎）**

今回、指名競争入札ということでやってるんですが、本町舎内のこういった機器の設置の工事に関して、新庁舎に引越しが予定されておりますが、その辺りのことを仕様の中でちゃんと盛り込んでいたのかどうか教えてください。

**○番外（危機管理室長 吉田 篤夫）**

今回の工事は、新庁舎の移転までではなくて現在の施設を更新するというので、移転の方につきましては、大規模事業課の方とどういう形であるかと協議をいたしておりますので、これとは別工事で発注をする予定をしております。

**○6番（西尾 幸太郎）**

その辺りは分かっているんですが、この今の庁舎に新しい機器を設置する際に例えば引越ししやすい前提とした工事とか設置方法とかあると思うんですね。その辺りを仕様の中に盛り込んでいたのか、考慮されていたのかという部分をお聞きしたいということです。

**○番外（危機管理室長 吉田 篤夫）**

はい、その部分は新庁舎に移転がありますので、見越して仕様書の方は作成しております。

**○議長（石田茂春）**

他にございませんか。

10番：平田 文夫 議員

**○10番（平田 文夫）**

この指名は18者あって2者しか参加していないのに、あとの16者の辞退理由、各社どういう理由で辞退しているのか。

**○番外（危機管理室長 吉田 篤夫）**

辞退届の内容を見ますと、各社それぞれ自社都合という理由でありますので、詳細についてはこちらの方で調査はいたしておりません。

**○10番（平田文夫）**

ということは、16社が自社都合ということは魅力がなくなったのか、他に理由があったのか、そこら辺のことはどうですか。

**○番外（危機管理室長 吉田篤夫）**

これも先ほどご説明いたしましたとおり、その詳細については調査いたしておりませんので、現在のところ把握はいたしておりません。

**○10番（平田文夫）**

じゃあこれから参加しなかった業者は、将来、隠岐の町は指名するのかもしれないのか。

**○番外（危機管理室長 吉田篤夫）**

今回の指名につきましても、隠岐の島町に入札参加指名願が出ている業者から選定をいたしておりますので、今後もその方法ではしっかり入札予定指名業者を選定いたしまして、指名審査会に掛けて実施をすることとなります。

**○10番（平田文夫）**

いやいや、やっても自社の都合で参加しないとっておるのに、そうでしょう。だったらものの考え方を変えないといけないんじゃないですか。制度があるからそれに遵守することじゃいけないでしょう。

**○番外（副町長 大庭孝久）**

現在我が町は、指名競争入札であらゆる入札を行っております。その中でですね、例えば土木事業に関しましても辞退が出るようなことも現在ございます。

ですが、無断で入札会を欠席したりそういったことがあれば、次回からは指名いたしません、今回のように通知があれば指名させていただくという方針が決まっておりますので、そういった形で進めたいと考えております。

**○議長（石田茂春）**

他にございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「質疑」を終ります。

**日 程 第 5. 議案の委員会付託**

「議案の委員会付託」を議題とします。

会期初日に提出されました町長提出議案の議第 81 号「平成 29 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」から本日提案された、議第 91 号「工事請負契約の締結について〔防災行政無線デジタル化整備工事〕」までの 11 件及び認定第 1 号「平成 28 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 14 号「平成 28 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの 14 件、計 25 件をお手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案 25 件は、「議案付託表」のとおり、付託することに決定いたしました。

## 日 程 第 6. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

9 月 19 日から 9 月 26 日までは、常任委員会並びに特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声確認 ）

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、9 月 27 日に開催します。

本日は、これにて散会します。

（ 散 会 宣 告 10 時 44 分 ）

以 下 余 白